

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規
程のあらまし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、各市町村で平成29年4月1日前になされた許可等の行為を企業団の規程に基づいてなされた許可等の行為とみなすため、経過措置を定めます。
- 2 各市町村の条例等で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとします。
- 3 水道センターに固定資産管理主任を置きます。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行します。